

手続名
介護保険要介護（要支援）認定区分変更申請手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線393）

手続説明

・概要
認定を受けている方で、心身の状態が著しく変化した場合には、認定有効期間内でも更新時期を待たずに区分変更申請をすることができます（※介護保険のサービスを利用中の方は、区分変更申請の前にサービスの変更内容や時期について、担当ケアマネジャーとよく相談してください。）。

申請の手続きは、原則として本人、家族が行います。また、家族が申請に来られない場合、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）や介護保険施設も申請を代行することができます。

第2号被保険者（40歳から64歳までの方）は、特定疾病（国の定めた16種類の病気）が原因で介護が必要になった場合に限りです。特定疾病に該当するかについては、申請前に主治医にご確認ください（※特定疾病については下記をご覧ください。）。

- ・特定疾病
1. がん末期（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
 2. 筋萎縮性側索硬化症
 3. 後縦靭帯骨化症
 4. 骨折を伴う骨粗しょう症
 5. 多系統萎縮症
 6. 初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
 7. 脊髄小脳変性症
 8. 脊柱管狭窄症
 9. 早老症（ウェルナー症候群等）
 10. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 11. 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
 12. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 13. 閉塞性動脈硬化症
 14. 関節リウマチ
 15. 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等）
 16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・介護保険要介護（要支援）認定区分変更申請書
- ・認定調査事前質問書
- ・主治医の先生の名前や病院名がわかるもの
- ・健康保険証（本人）（40歳から64歳の第2号被保険者の方のみ）
- ・介護保険被保険者証

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/45online/2011-1004-1554-126/kaigo_download.html

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	なし